

障害児通所支援事業所 管理者 様
(政令市・中核市を除く)

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課長

支援プログラムの公表状況に関する届出について (周知)

標記の件について、令和6年度より総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)の作成・公表を求めるとともに未実施の場合の報酬の減算が設けられました。

つきましては、取り組みを進めるよう努めていただき、支援プログラムの作成及び公表並びに電子申請システムへの入力による報告をお願いいたします。

記

1 対象となる支援:

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

2 報告期限

令和7年2月10日(月) ※左記期限を待たずに早めに報告してください。

3 報告対象

令和6年12月1日以前に指定を受けた事業所

4 報告手順等

作成した様式等を事業所ホームページに掲載するなどし、公表する。公表後、県指定URL入力フォームにより必要項目を入力し、報告する。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?acs=prog>

注) 入力報告後に付与される「到達番号」は必ず保管すること。

※様式は、独自様式でも使用可ですが、規定項目は全て満たす必要があります。

※ブログ等への掲載では不可、事業所等の公式ホームページに掲載すること。

5 減算の適用期間及び適用範囲 (※令和7年度以降)

「報告がされていない月」から「当該状態が解消されるに至った月まで」、利用児童全員について15%の減算を適用。

☆ 政令市及び中核市内の事業所は、政令市・中核市ごとに申請方法・申請時期等が異なりますので、各政令市・中核市の担当課にお問い合わせください。

(問合せ先: 兵庫県)
福祉部ユニバーサル推進課障害福祉基盤整備班
Tel 078-341-7711(3044) 阪上・池永